

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	京都市 公営住宅, 改良住宅, 特定公共賃貸住宅, 都市再生住宅, 更新住宅及び小規模改良住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は, 公営住宅, 改良住宅, 特定公共賃貸住宅, 都市再生住宅, 更新住宅, 小規模改良住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり, 特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し, このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで, 個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

京都市長

公表日

平成29年7月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅、都市再生住宅、更新住宅及び小規模改良住宅(以下「公営住宅等」という。)の管理に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅等の入居や同居、入居承継、使用料の減免の承認等の申請窓口において、申請者から個人番号カードの提示等によりマイナンバーの提供を受けた場合について、マイナンバー連携システムを使い、京都市以外の自治体(以下「他自治体」という。)の住民票関係情報(提供を受けたマイナンバーに対応する個人の情報に限る。)、庁内又は他自治体の、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報を取得するとともに、庁内の住民票関係情報については、住基・税照会システムを使用し、提供を受けたマイナンバーに対応する個人が属する世帯に係る住民票関係情報を取得する。</p> <p>これにより、住民票の写し(住民票記載事項証明書)、課税証明書、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、保護受給証明書、生活保護決定通知書の添付省略を可能とするものである。</p> <p>※ 上記で使用した用語については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)において使用する用語の例による。</p>
③システムの名称	マイナンバー連携システム、住基・税照会システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
統合宛名ファイル(住基関係)、統合DB(地方税関係、障害者関係、生活保護関係)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第19の項、第35の項、第61の2の項 番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の第31の項、第54の項、第85の2の項 番号法第9条第2項に基づく条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都市都市計画局住宅室住宅管理課
②所属長	住宅管理課長 松下 重志
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都市総合企画局情報化推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都市都市計画局住宅室住宅管理課 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3631

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年7月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年7月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>公営住宅等の入居募集時や同居や入居承継の申請窓口において、申請者から個人番号カードの提示があり、マイナンバーを利用する意思を表明した場合について、マイナンバー連携システムを利用して、住民票の写し、地や課税証明書、障害者手帳の写し、生活保護受給証明書等の申請に必要な添付書類の省略を可能とする。</p> <p>また、公営住宅等及びその付属施設の入居者・使用者の管理のため、マイナンバー連携システムを利用して、住民票情報や地方税(収入)情報を取得し、公営住宅等の家賃又は店舗使用料の減免や明渡指導に使用する。</p>	<p>公営住宅等の入居や同居、入居承継、使用料の減免の承認等の申請窓口において、申請者から個人番号カードの提示等によりマイナンバーの提供を受けた場合について、マイナンバー連携システムを使い、京都市以外の自治体(以下「他自治体」という。)の住民票関係情報(提供を受けたマイナンバーに対応する個人の情報に限る。)、庁内又は他自治体の、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報を取得するとともに、庁内の住民票関係情報については、住基・税照会システムを使用し、提供を受けたマイナンバーに対応する個人が属する世帯に係る住民票関係情報を取得する。</p> <p>これにより、住民票の写し(住民票記載事項証明書)、課税証明書、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、保護受給証明書、生活保護決定通知書の添付省略を可能とするものである。</p> <p>※ 上記で使用した用語については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)において使用する用語の例による。</p>	事前	<p>庁内の住基情報については、住基・税照会システムを使用して、マイナンバーに対応する個人が属する世帯に係る住民票関係情報を取得することを追記した(マイナンバー連携システムは、マイナンバーに対応する個人の情報のみで、世帯の情報は取得できない。)。また、その他の文言についても全体的に見直しを行った。</p>
平成29年7月24日	I 関連情報 2. 特定個人ファイル名	マイナンバー連携システム、中間サーバー	マイナンバー連携システム、住基・税照会システム、中間サーバー	事前	住基・税照会システムを追記した。
平成29年7月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住宅管理課長 宇多川 和彦	住宅管理課長 松下 重志	事前	所属長の変更のため、時点修正を行った。
平成29年7月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数の、いつ時点の計数か。	平成28年11月1日時点	平成29年7月21日時点	事前	しきい値判断に当たり、直近の計数を使用した。

